

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年2月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100219号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200020号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年7月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

令和元年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月1日から同年7月1日まで

私は、令和元年6月1日からA社に正社員として勤務しているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出が遅れたため、請求期間の厚生年金保険の加入記録が保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る源泉徴収簿、給料台帳及び事業主の回答により、請求者は、請求期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答並びに上記源泉徴収簿及び給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年6月1日から同年7月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年9月1日(受付)に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付して

いないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200106号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2200009号

第1 結論

平成9年*月*日から同年*月*日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年*月*日から同年*月*日まで

私と母、または母は、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、母に頼み納付してもらったはずである。請求期間について、保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号(*)は平成9年*月*日に付番され、同年*月*日に年金手帳が交付された記録になっているものの、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の入力処理は平成16年8月16日に行われていることが確認できることから、請求者が国民年金の加入手続を初めて行ったのは同年8月頃と考えられ、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと思われる。

また、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされる母親は既に亡くなっており、証言を得ることができない上、請求者は母親に保険料納付を依頼したことについては覚えているものの、保険料の具体的な納付状況については記憶していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対して上記基礎年金番号以外に、基礎年金番号が重複して付番された状況はうかがえず、請求期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。